

警察法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

○	警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（抄） 1
○	警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）（抄） 1

○ 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（被服の支給等）

第六十八条 国は、政令で定めるところにより、警察庁の警察官に対し、その職務遂行上必要な被服を支給し、及び装備品を貸与するものとする。

2 （略）

（皇宮護衛官の階級、職務等）

第六十九条 （略）

2・3 （略）

4 第六十七条及び前条第一項の規定は、皇宮護衛官について準用する。

5・6 （略）

（礼式等）

第七十条 警察職員の礼式、服制及び表彰に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

○ 警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）（抄）

（警察庁の警察官及び皇宮護衛官に対する被服の支給等）

第八条 法第六十八条第一項（法第六十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、国が警察庁の警察官（警部以上の階級にある者を除く。第三項において同じ。）及び皇宮護衛官（皇宮警部以上の階級にある者を除く。第三項において同じ。）に対し支給する被服（以下「支給品」という。）の品目、員数及び使用期間は、次の表のとおりとする。ただし、特別の事由がある場合には、警察庁長官（以下「長官」という。）は、その員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。

品目	員数	使用期間
冬帽子	一個	十六月
合帽子	一個	十六月
夏帽子	一個	十六月
冬活動帽子	一個	十六月
合活動帽子	一個	十六月
夏活動帽子	一個	十六月
冬服	一着	十二月
合服	一着	十二月
夏服	一着	四月
冬活動服	一着	十二月
合活動服	一着	十二月

防寒服	一着	三十月
雨衣	一着	三十六月
冬ワイシャツ	一着	四月
合ワイシャツ	一着	四月
冬ネクタイ	一個	四月
合ネクタイ	一個	四月
冬活動ネクタイ	一個	四月
合活動ネクタイ	一個	四月
ベルト	一個	三十六月
手袋	二組	十二月
靴下	二足	四月
長靴	一足	十二月
短靴	一足	十二月

2 (略)

3 警察庁の警察官及び皇宮護衛官に任命後初めて支給品を支給する場合には、第一項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服

ズボン又は夏服スカートについては二着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては三着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては二個とする。

4・5 (略)